

座間市教育委員会10月定例会会議録

- 1 開会日時 平成30年10月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘 教育長職務代理者 馬場 悠男
 教育委員 天野 久美 教育委員 小井田 由美子
 教育委員 鈴木 義範
- 4 出席職員 教育部長 石川 俊寛 教育総務課長 杉浦 俊夫
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 小川 雅嗣
 保健給食担当課長 佐々木 幹 教育研究所長 石田 正行
 生涯学習課長 稲垣 美隆 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 小西 彩恵子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	35	平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について	学校教育課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
2	22	県費負担教職員の任用について	教育部長	—

教育長 ただ今より10月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、会期は10月10日今日一日といたします。
 次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に天野委員、
 小井田委員を指名いたします。
 それでは教育長報告に移ります。

<教育長報告>

9月11日（火）定例教育委員会があり、委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長が出席いたしました。

9月13日（木）青少年健全育成大会起草委員会があり、教育長が出席いたしました。

9月16日（日）中学校体育祭があり、委員長職務代理者、天野委員、教育長が出席いたしました。

9月17日（月）市福祉大会があり、教育長が出席いたしました。

同日、市薬物乱用防止キャンペーンがあり、教育長が出席です。

9月25日（火）政策会議があり、教育長が出席いたしました。

9月28日（金）第3回市議会定例会が開会し、教育長が出席いたしました。

同日、辞令交付式があり、教育長が出席いたしました。

9月29日（土）栗原小学校、相模野小学校、相模が丘小学校を除く市内小学校8校の運動会があり、教育長、天野委員、鈴木委員が出席いたしました。こちらの8校につきましては、台風に伴う風雨のため全ての演目は行わず、運動会の続きは10月2日（火）に行われました。相模野小学校、相模が丘小学校につきましては、運動会自体を延期し、10月1日に開会となりました。

10月1日（月）辞令交付式があり、教育長、小井田委員が出席いたしました。

同日、臨時教育委員会があり、教育長、天野委員、小井田委員、鈴木委員が出席いたしました。前述のとおり当日は午前中に教育長と小井田委員の辞令交付式がありましたため、午後の臨時会で着任の報告をいたしました。また新たな役職であります教育長職務代理者に馬場委員を指名いたしました。

10月3日（水）事後調整会議があり、教育長が出席いたしました。

同日、第2回県央事務所管内教育長会議があり、教育長が出席いたしました。

10月4日（木）定例校長会議があり、教育長が出席いたしました。各校の校長先生方へ就任のご挨拶、また新しい教育委員会制度についてのお話をいたしました。部長、各所属長からは9月議会の報告、来年度の学校関係予算についてなどの説明をいたしました。

10月7日（日）緑ヶ丘地区レクリエーション大会があり、教育長が出席です。

同日、入谷地区レクリエーション大会があり、こちらも教育長が出席です。

10月8日（月）第26回全国消防操法大会 激励の集いがあり、教育長が出席いたしました。

同日、座間市民芸術祭参加民踊連盟・銭太鼓連盟合同発表会があり、教育長が出席です。

10月9日（火）学校訪問A（立野台小学校）があり、教育長、天野委員、小井田委員が出席いたしました。

以上です。

ただ今の報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

教育長 よろしいでしょうか。では以上で教育長報告を終わります。
次に、議案事項に移ります。

それでは、議案第35号「平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、小宮学校教育課長お願いいたします。

小宮課長 「平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、座間市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第8号の規定により平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定いたします。提案理由でございますが、平成30年度末人事異動を実施するに当たり提案するものでございます。

では、5ページをお開きください。平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）とさせていただきます。昨年度から比べて、変更になった点は特段ございません。座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定めます。こちらの神奈川県公立学校教職員人事異動方針といいますが、7ページにございます。大きく3つのことを言われております。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

ということでございます。5ページにお戻りください。必要に応じて説明させていただきます。

1、異動の時期。採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。2、転任及び配置換。これにつきましては（1）から（8）まで読み上げさせていただきます。（1）校種を異にする異動について積極的に行うものとする。（2）他市町村との人事交流に努めるものとする。（3）学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。（4）原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。（5）同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。（6）新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。（7）中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。こちらの許可教科担任と言いますのは、教科の免許を持っていない場合でも県に申し出、許可をもらうことによって、持っていない免許の教科について授業を行うことが出来るものでございますが、座間市では

現在そのような教員はおりません。(8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については別に定めるものとする。(9) から(12) につきましては、実際の異動希望の申出に係る申出書の記載方法や地域区分等になりますので、ここでは省略をさせていただきます。

ではページをお捲り下さい。3、新規採用。教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。(1) 採用内申を行うにあたっては、次にことに留意するものとする。ア、面接を行い、人物について把握すること。イ、本人が有する免許状について確認すること。ウ、現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切行うものとする。

4の勸奨退職につきましては、別に定める要綱により行うものとするということになっております。

5この要領に規定するもののほか、任免そのほか人事に関する取扱い及び手続等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差異が生じた場合は県に準じるものとする。

と、なっております。以上になります。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。ご質問等ないようですので、議案第35号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議等無いようですので議案第35号「平成30年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。

本日、協議事項はございません。

報告事項に移ります。

教育長 お諮りいたします。

報告第22号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(報告第22号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

本日の報告事項は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

よろしいでしょうか。では、次回の定例会は11月14日(水)午前11時から教育委員会室で開催します。

以上で10月定例会教育委員会を閉じさせていただきます。

(10時10分 閉会)